

重要

令和 5年 10月 17日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会
クレーム委員会

会員規約 一部変更のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、令和5年10月24日より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。
会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。
今後ともより一層のご愛顧くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第4章 車両・出品落札 第4条 出品車両搬入
出品車両の搬入は、下記に定めるものとする。

- 開催日当日の出品車両は、午前11時まで搬入し、出品手続きの完了した車両とする。



- 開催日当日の出品車両は、午前10時30分までに搬入し、出品手続きの完了した車両とする。

以上